

れい わ ねん ど
令和5年度

ほっかい どうしやう しょう じやじやうれい かん
北海道障がい者条例に関する
せさく すいしんじやうきやう
施策の推進状況

北海道障がい者条例による取組の概要

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(1) 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う

(2) 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

II 条例の広報

(1)

条例の理念や施策内容について広く道民に周知

III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

(1) 虐待や差別等の解消

(2) 障がいや障がい者に対する道民

理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

(1) 地域づくり委員会の協議

(2) 地域支援体制づくりの推進

3 障がい者の就労支援

(1) 障がい者条例に基づく就労支援

推進計画の推進

(2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進

(3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進

(4) 障害者条例に基づく指定法人

制度の推進

(5) 障害者就労施設等の製品の販路

拡大

北海道障がい者条例に基づく令和5年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

こ う む く 項 目	お も と り く み な い よ う 主な取組内容								
<p>(1) 推進本部会議の開催</p>	<p>知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び今後の取組方針等について協議</p> <table border="1" data-bbox="528 600 1390 1003"> <tr> <td>開催月日</td> <td>令和5年6月23日</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>本庁舎3階 知事会議室</td> </tr> <tr> <td>主な議題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について 令和5年度北海道障がい者条例の取組方針について </td> </tr> <tr> <td>意見交換</td> <td>「障がいのある方への意思決定支援について」</td> </tr> </table>	開催月日	令和5年6月23日	開催場所	本庁舎3階 知事会議室	主な議題	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について 令和5年度北海道障がい者条例の取組方針について 	意見交換	「障がいのある方への意思決定支援について」
開催月日	令和5年6月23日								
開催場所	本庁舎3階 知事会議室								
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について 令和5年度北海道障がい者条例の取組方針について 								
意見交換	「障がいのある方への意思決定支援について」								

II 条例の広報

こ う む く 項 目	お も と り く み な い よ う 主な取組内容
<p>(1) 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知</p>	<p>① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う出前講座等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出前講座 6回 ○ タウンミーティング 24回 <p>② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。</p> <p>③ 障がいのある方の権利擁護の推進のため、条例及び障害者差別解消法に関するフォーラムを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道民フォーラム 3回 <p>※ 札幌、旭川、函館の3会場において実施</p>

III 「北海道障がい者条例」の主な施策

1 権利擁護の推進

項目	主な取組内容																				
(1) 虐待や差別等の 解消	<p>① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった 事案について協議（令和5年度においては、申立事例なし）。</p> <p>② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センターへの相談・報告件数 113件 （うち虐待相談 33件） ○ 虐待相談の虐待者：養護者 0件 （疑い） <ul style="list-style-type: none"> 施設従事者 27件 使用者 5件 施設従事者・使用者 1件 計 33件 ○ 虐待相談の種別・類型： <ul style="list-style-type: none"> 身体的虐待 11件 性的虐待 4件 心理的虐待 19件 放棄・放任 2件 経済的虐待 2件 計 38件 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※北海道障がい者権利擁護センター 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課内に設置 専用ダイヤルを設置し、虐待の通報や届出の受理等を実施。</p> </div> <p>※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況（令和4年度厚生労働省調査）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>養護者虐待</th> <th>施設従事者等虐待</th> <th>使用者虐待 <small>（北海道労働局の対応）</small></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通報等</td> <td>446件</td> <td>117件</td> <td>26件</td> <td>589件</td> </tr> <tr> <td>虐待認定件数</td> <td>31件</td> <td>40件</td> <td>24件</td> <td>95件</td> </tr> <tr> <td>被虐待者数</td> <td>31人</td> <td>72人</td> <td>25人</td> <td>128人</td> </tr> </tbody> </table>		養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 <small>（北海道労働局の対応）</small>	計	通報等	446件	117件	26件	589件	虐待認定件数	31件	40件	24件	95件	被虐待者数	31人	72人	25人	128人
	養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 <small>（北海道労働局の対応）</small>	計																	
通報等	446件	117件	26件	589件																	
虐待認定件数	31件	40件	24件	95件																	
被虐待者数	31人	72人	25人	128人																	

1 権利擁護の推進（つづき）

項目	主な取組内容
<p>(2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進</p>	<p>① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、ナイスハートフェアや差別解消法フォーラム等、各種イベントにおいて配布。</p> <p>② 条例の内容を解説したパネルや、障害種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。</p> <p>③ 本庁及び各種イベントにおいて、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催するとともに手話の講習会を開催。</p> <p>④ 手話講座等の動画をYouTubeに掲載、道庁内電子掲示板に「ちょっと手話レッスン」を毎月掲示。また、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を各種イベントにおいて配布。</p>

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

項目	主な取組内容
<p>(1) 地域づくり委員会 の協議</p> <p>(2) 地域支援体制づくりの推進</p>	<p>① 14圏域に設置した地域づくり員会において、申立等のあった事案や地域課題について協議。</p> <p>○ 地域づくり委員会 14圏域計 28回</p> <p>① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。</p> <p>② (公社)北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター(令和元年8月1日解説)の運営を支援。</p>

3 障がい者の就労支援

項目	主な取組内容
<p>(1) 障がい者条例に基づく就労支援推進計画の推進</p>	<p>① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、第6期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。</p> <p>○ 北海道障がい者就労支援推進委員会 2回</p>
<p>(2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進</p>	<p>① 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。</p> <p>○ 令和6年3月31日現在 216社</p> <p>② 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクション）の普及促進。</p> <p>○ 令和6年3月31日現在 570企業、76市町村・個人</p>
<p>(3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進</p>	<p>① 特定随意契約を活用するなどして、道及び市町村等による障害者就労施設等への優先的な発注を促進。</p> <p>○ 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績 令和4年度 348件 105,834千円</p>
<p>(4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進</p>	<p>① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。</p> <p>○ 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 157件</p>
<p>(5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大</p>	<p>① 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。</p> <p>○ アリオ札幌店及びイオン苫小牧店 アリオ札幌店 毎月2日間開催 イオン苫小牧店 毎月11日に開催</p> <p>○ セイコーマートギフトカタログでの取扱 2023年度カタログに18事業所26アイテムが掲載</p> <p>② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。</p> <p>○ 札幌、旭川、函館、北見でのべ5回開催したほか、オンラインで開催</p>

令和5年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数 ※	4		
申立書受理	4	協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
		相手方への調査結果を申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
相談のみ	4	相談者への説明・助言による終了	3
		他の相談専門機関等の紹介による終了	
		相談取下げ	
		相談継続中	1

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	
申立書受理								
相談のみ								
合計								
圏域名	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理								
相談のみ	4							4
合計	4							4

3 障害種別別受付状況

(単位：件)

障害種別	身体障がい						計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	
申立書受理							
相談のみ	2						2
合計	2						2
障害種別	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	計	
申立書受理							
相談のみ	1	1				4	
合計	1	1				4	

4 申立・相談分野別受付状況

(単位：件)

分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	計
申立書受理									
身体障がい									
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									
相談のみ	1			1		1		1	4
身体障がい	1			1		1		1	4
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									
合計	1			1		1		1	4
身体障がい	1			1		1		1	4
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									

令和5年度 地域づくり委員会における主な協議事項

振興局	開催回数	協議事項
そらち 空知	2	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームにおける障がいを持つ方々の生活と支援の実情について ・地域生活支援センターぽぽろの取り組みと相談支援の現状について ・障がいを持つ方々の生活と支援の実情(地域課題) ・障がいを持つ方々の相談支援(地域課題)
しりべし 後志	3	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が居住できる住宅及び障がい者を支援する社会資源が少ない問題について(地域課題) ・地域生活支援拠点の整備と機能充実に向けて ・圏域市町村の福祉関係職員の人材確保対策調査の結果について ・障害者差別解消支援地域協議会について ・地域生活支援拠点の活用と可能性、自立支援協議会の活性化、人手不足等の自地域の課題など
ひだか 日高	2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度委員会の具体的な取組の決定について ・令和6年度委員会の方向性について ・障がいのある方と地域住民の相互理解について(地域課題)
おしま 渡島	1	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報、差別的取扱い等に関する振興局窓口への相談概況について ・障がい者権利擁護・虐待防止研究用資料に関すること ・申立案件があった場合の委員会の具体的な対応手順に関すること ・振興局イベント紹介等情報提供
ひやま 檜山	2	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方への意思決定支援について ・8050問題について(地域課題)
かみかわ 上川	4	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進について(活動の検証と定着を目指して)(地域課題) ・「障害のある方と地域住民の相互理解と定着」「障がいのある方も自由に移動できる地域づくり」(地域課題) ・相談事業等の対応報告、出前講座実施状況、民間事業者における障がいへの対応事例のビデオ作成、民間事業者における合理的配慮義務化の周知等 ・相談・申立案件対応報告、次年度の取り組み、委員改選について

<p>るもい 留萌</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護と相談支援をテーマに、平時における障がい者への理解促進等を図る ・子どもの社会でおきていること、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによるチーム支援、教育相談等についての理解促進を図る ・障がい者への理解促進について(地域課題) ・相談支援体制の充実・強化について(地域課題) ・就労支援体制について(地域課題) ・障がい(児)者支援機関及び事業者等のネットワーク整備について(地域課題)
<p>そうや 宗谷</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい(児)者と地域住民の相互理解について(地域課題) ・就労支援について(地域課題) ・相談支援体制の充実・強化について(地域課題) ・地域課題解決に向けた取組について ・就労継続支援事業所のPR動画等作成について ・計画相談支援事業所の確保について
<p>オホー ツク</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関することについて(地域課題) ・管内の入所施設の現状と抱えている課題等の把握(地域課題) ・障害者差別事例についての意見交換
<p>とかち 十勝</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関する普及・啓発について(地域課題) ・地域課題が関係機関でどのくらい取り組まれているかの調査内容と参集範囲について ・上記調査結果について意見交換(委員、市町村職員) ・市町村から問い合わせのあった療育手帳の取扱いについて確認
<p>くしろ 釧路</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護関係及び障がい事業所等における人材不足について、施策や事業のあり方などについて ・意思決定支援のあり方や障がいのある方への理解について、法改正による一般事業者への合理的配慮の提供の義務化等についての説明
<p>ねむろ 根室</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法地域支援協議会の設置・運営指針(概要)について ・管内市町の現状と課題についての報告 ・社会福祉法人柏の実学園 障がい者支援施設 柏の実学園について(地域課題) ・障がいをもつ保護者の方、お手伝いをする方のためのしおり(地域課題) ・障がい児支援について(地域課題)
<p>ごうけい 合計</p>	<p>28</p>	

令和5年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

33件（ほかに北海道労働局からの通報処理80件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別（単位：件）

		虐待相談の虐待者（疑い）				合計
		養護者	従事者	使用者	従事者・使用者	
被虐待者（疑い）の障がい種別	身体障がい		3	1		4
	知的障がい		14	3	1	18
	精神障がい		1			1
	発達障がい		1			1
	身体、知的障がい		3			3
	身体、精神障がい					
	身体、発達障がい					
	知的、精神障がい					
	その他		2			2
	不明		3	1		4
合計		0	27	5	1	33

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり）（単位：件）

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者（疑い）の障がい種別	身体障がい			3		1	4
	知的障がい	5	4	9		1	19
	精神障がい	1		1	1		3
	発達障がい	1		1	1		3
	身体、知的障がい	2		1			3
	身体、精神障がい						
	身体、発達障がい						
	知的、精神障がい						
	その他	2					2
	不明	3		4	2	2	11
合計		11	4	19	2	2	38

2 虐待相談以外の相談・照会件数（単位：件）

虐待相談以外の相談	19
市町村等からの照会・相談	
合計	19

※「虐待相談以外の相談」の主なもの
 ・医療機関や施設等への不満 など

3 虐待相談の概要

番号	被害者(疑い)の障がい種別	虐待(疑い)の類型	加害者(疑い)	概要	センターの対応
1	知的	性的	従事者	過去1年間にわたり、事業所職員が利用者に対し、複数回、下着の上又は下着の下から直接胸を触った。	市町村からの報告を受け(法第17条)
2	精神	身体的 心理的 放棄・放置	従事者	利用者との話し合いの際に感情的になった事業所職員が利用者の座るソファを蹴り、利用者の胸倉を掴んで揺さぶり、背もたれに押しつけた。その後、利用者を厨房に連れて行き、胸倉を掴んで壁に押しつけ、壁にスリッパを投げつけた。また、事業所管理者は、当該行為に仲裁に入ろうとする職員を止め、虐待行為を放置した。	市町村からの報告を受け(法第17条)
3	知的	身体的 心理的 放棄・放置	使用者	利用者が同事業所の施設外就労先である当該事業所内において、従業員から右下肢ふくらはぎ部分を2回蹴られた。	労働局へ報告(法第24条)
4	知的	性的	従事者	虐待者が被害者の横に添い寝し、手や肘に触れたり、腕のシャツをまくなどの行為をした。また、虐待者の性器を被害者の膝あたりにつきつけた。	市町村からの報告を受け(法第17条)
5	知的	身体的	従事者	利用者が1年間で体重が急激に増加したことから、体重管理を理由に利用者を強制的に走らせた。	市町村からの報告を受け(法第17条)
6	身体 知的	心理的	従事者	生活支援員から「バカ」「うるせえ」など言われた。	市町村からの報告を受け(法第17条)
7	身体的	経済的	従事者	利用者の通帳から無断で金銭を引き出した。	市町村からの報告を受け(法第17条)
8	身体 知的	身体的	従事者	足音をドンドンと立てた障がい者に対し、手を叩く、両こぶしを頭に押しつける、襟首を掴んで椅子に座られる行為が確認された。	市町村からの報告を受け(法第17条)
9	知的	身体的	従事者	夜勤職員が、夜勤中、居室のドアと廊下の手すりを紐で縛り、ドアが開けられないよう行動制限を複数回行った。	市町村からの報告を受け(法第17条)
10	身体的	心理的	従事者	職員が利用者に挑発的な声かけとともに、お尻を叩く動作を見せ、利用者が怒って泣いている間もこれを続けた。	市町村からの報告を受け(法第17条)
11	身体的	心理的	従事者	児童発達支援管理責任者が他害の恐れがある行動を止めるため、児童の服や腕を引っ張り投げ飛ばしたり、無理矢理腕を引っ張って引きずった。	市町村からの報告を受け(法第17条)
12	身体 知的	身体的	従事者	他利用者とトラブルとなり、施設を出て行こうとした利用者や居室へ連れ戻す際、抵抗したことから左肩をつかんで引きずるように連れて行った。また、居室前で抵抗され、引っ張られた手を振り払ったところ、その勢いで後方に倒れ床に後頭部を打った。	市町村からの報告を受け(法第17条)
13	不明	身体的 心理的 経済的	使用者	第三者より、障がい者が住み込みで畜産場に働いており、暴力や暴言、金銭的搾取を経営者より受けているとの通報あり。	労働局へ報告(法第24条)
14	知的	経済的	従事者	警察による保護後、他事業所の利用を希望した利用者に対して、新たにサービスを提供する事業者から連絡に応じず、通帳や衣類等	市町村へ通報(法第16条)
15	知的	心理的	従事者	猛暑の中、職業指導員から作業中、小休憩をもらうことができなかった。当該利用者が頭痛による体調不良ではあったが、乗馬活動を始めるか迷っていたところ、指導員から他の利用者かがいる前で怒られ、利用者のいないところで、他の支援員に悪口を話した。	市町村からの報告を受け(法第17条)
16	知的	身体的	使用者	所属上司が作業中に障がいのある従業員を叩いたり、厳しい口調で指導をしている。	労働局へ報告(法第24条)

ばん 番 号	ひぎやくたいしや 被虐待者 (疑い)の障 がい種別	ぎやくたい うたが 虐待(疑い) の種類	ぎやくたいしや 虐待者 (疑い)	がいよう 概要	センターの対応
17	その他	身体的	従事者	療育指導中に注意しても言うことを聞かなくなった場面において、制止や注意を促すことを目的に利用者に対してげんこつで叩く行為を行った。	市町村からの報告 受理(法第17条)
18	身体的	心理的	使用者	①当該法人の理事が、被虐待者に対し、人工透析をしていることで仕事ができていることを疑う発言をしたり、被虐待者が他の職員に対して威圧的であると理事会で話したりしている。 ②元理事が、被虐待者を貶める文書を法人内の共有フォルダに格納していた。	労働局へ報告 (法第24条)
19	その他	身体的	従事者	粗暴な言動をする児に対して、行動の制止を目的としてたたくような行為を行った。	市町村からの報告 受理(法第17条)
20	知的	性的	従事者	本人から通報。肩を揉んでもらう際に胸を触られた。施設の課長に相談し、当該支援員から謝罪はあったが、その後も変わらず支援員として働き、何事もなかったように接してくる。法人の第三者委員会で	市町村へ通報 (法第16条)
21	不明	心理的 経済的	従事者	A型事業所の従業員からの暴言や勤務資料の改ざん。	市町村へ通報 (法第16条)
22	知的	身体的	従事者	短期入所利用中に眉毛を乱雑に切られた(2回)。	市町村へ通報 (法第16条)
23	知的	性的	従事者	施設内において、従業員が利用者に対して胸部や陰部に接触するなどの性的行為を行った。	市町村からの報告 受理(法第17条)
24	知的	心理的	従事者	本人を侮辱するような行為があった。また、職員から呼び捨てや「ちゃん」付けで呼ばれていた。	市町村からの報告 受理(法第17条)
25	知的	心理的	従事者	服薬時に薬投与支援ができなかった際、本人に対し、「その顔オブスだね」と発言していた。	市町村からの報告 受理(法第17条)
26	知的	心理的	従事者	本人のいないところで「気持ち悪い」と発言していた。	市町村からの報告 受理(法第17条)
27	発達	身体的 心理的 放棄・放任	従事者	2事業所が閉まる時間である19時頃、玄関近くの廊下に本人がいたところ、「早く外に出て」などといわれ、職員2名に無理矢理引きずられた。別びには馬乗りになられたこともある。また、事業所の中に入れてもらえず、外で野宿したこともある。	市町村へ通報 (法第16条)
28	不明	身体的 心理的 放棄・放任	従事者	元従事者だが、日常的に虐待が行われている。暴力、暴言が酷い。みな見て見ぬふりをしている。	市町村へ通報 (法第16条)
29	不明	身体的 心理的 放棄・放任	従事者	児童デイ元従業者からの通報。暴言等、不適切な行為が多々あった。	市町村へ通報 (法第16条)
30	知的	心理的	使用者 従事者	従業員でありGH利用者である男性を駐車場で置き去りにするかのように見せた行為があった。	労働局へ報告 (法第24条)
31	知的	心理的	使用者	施設外就労先である一般企業の常務から、利用者が暴言を受けた。	労働局へ報告 (法第24条)
32	知的	心理的	従事者	職員が、屋内で作業をする(畑仕事)利用者複数名に対し、「〇〇もできないのか」「何もできねーんだな」等の発言をする他、日常的に不適切な態度を取っている。また、別の職員が、一部の利用者に対し、「早くしろ」と言い足でお尻を蹴ったことがあった。	市町村へ通報 (法第16条)
33	知的	心理的	従事者	入学前の児童に対して「そんなことでは小学生になれないわ!」と発言。	市町村からの報告 受理(法第17条)

令和5年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和	
<p>○障害者就業・生活支援センターの設置促進</p> <p>■ 障害者雇用促進法に基づき、道内12ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</p>	<p>けいざいぶ 保健福祉部</p>
<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p> <p>■ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。</p> <p>■ 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。</p>	<p>けいざいぶ 経済部</p>
<p>○第6期北海道障がい福祉計画の策定等</p> <p>■ 障害者総合支援法に定める第6期北海道障がい福祉計画(令和3～令和5年度)に基づく施策の推進管理を行った。</p>	<p>ほけんふくしぶ 保健福祉部</p>
第10条 道民等の理解の促進	
<p>○北海道パラスポーツ連携促進事業(パラアスリート発掘プロジェクト)</p> <p>■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、パラスポーツ体験会の開催やパラスポーツコーディネーターを設置し、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発を行った。</p>	<p>かんきやうせいかつぶ 環境生活部</p>
<p>○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費</p> <p>■ 世代、性別、障がいの有無に関係なく参加できるパラ競技体験会・セミナーを開催するとともに、パラスポーツ団体の活動支援を行った。</p> <p>■ ボールパーク開業連携イベントとしてボッチャ大会を開催。</p>	<p>かんきやうせいかつぶ 環境生活部</p>
<p>○農福連携推進事業費</p> <p>■ 農業の雇用人材の確保と障がい者の生きがい創出や社会参画を実現する農福連携を推進するため、各振興局に設置した相談窓口を運営するとともに、農福連携を推進するための人材育成を目的としたセミナー等を開催。また、若年層への認知度向上を目的に、農業大学の学生に対して農福連携の講義を実施するほか、新たに農福連携に取り組む農業現場等へ農福連携専門人材を育成。</p>	<p>のうせいぶ 農政部</p>
<p>○障がい者条例に係る普及啓発事業</p> <p>■ 障害者差別解消法や北海道障がい者条例の普及・啓発のため、障がい者差別解消法道民フォーラムを全道3会場にて開催した。</p> <p>■ 各種会議や研修等における障害者差別解消法や障がい者条例の概要説明や、イベント等における法・条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。</p>	<p>ほけんふくしぶ 保健福祉部</p>
<p>○成年後見制度の利用促進</p> <p>■ 中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議の場や、専門職等による助言等が得られる体制づくりを行った。</p>	<p>ほけんふくしぶ 保健福祉部</p>

<p>○就労支援に関する普及啓発</p> <p>■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。</p> <p>■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。</p> <p>■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。</p> <p>■ 障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催するとともに、農業生産者と障がい者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援した。</p> <p>■ 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。</p> <p>■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>
--	--------------

第11条 企業等の取組の支援

<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p>	
<p>■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。</p> <p>■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対する優遇措置を行った。</p> <p>■ 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道内の特別支援学校17校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。</p>	<p>保健福祉部 けいざいぶ 経済部</p>

<p>○民間企業等との協働事業</p>	
<p>■ 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。</p> <p>■ コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行ったほか、道内書店（株式会社三省堂書店）において、障がい者福祉に対するより一層の理解を深めることを目的に、「障がい者理解促進ブックフェア」を開催した。</p>	<p>保健福祉部</p>

<p>○企業等の取組支援</p> <p>■ 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労支援施設等の事業所等の販路の確保を推進した。</p> <p>■ 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表した。</p> <p>■ 認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。</p> <p>■ 就労移行支援事業所のサービスの質向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。</p> <p>■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行なった。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>○優先調達の推進</p> <p>■ 障がい者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>第12条 医療とリハビリテーションの確保</p>	
<p>○北海道病院事業</p> <p>■ 精神医療 道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。</p> <p>■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケア・ショートケアを実施した。</p> <p>■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供した。</p> <p>■ 小児高度専門医療 子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。</p>	<p>道立病院局</p>
<p>○身体障害者扶助費(更生医療)</p> <p>■ 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。</p>	<p>保健福祉部</p>

第13条 移動手段の確保		
○バス利用促進等総合対策事業費補助金		
<p>■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行った。</p>	<p>のりあい じぎょうしゃ そうごうせいさくぶ</p>	<p>総合政策部</p>
○交通安全施設等整備事業		
<p>■ 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</p>	<p>けんせつぶ</p>	<p>建設部</p>
○市町村地域生活支援事業(移動支援事業)		
<p>■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。</p> <p>■ 各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、市町村に対し、サービス提供体制の整備や支給基準策定の助言を行った。</p>	<p>ほけんふくしぶ</p>	<p>保健福祉部</p>
○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業		
<p>■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。</p> <p>中途難失聴者等の情報保障のため、要約筆記者を派遣した。</p>	<p>ほけんふくしぶ</p>	<p>保健福祉部</p>
○身体障害者補助犬育成事業費補助金		
<p>■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	<p>ほけんふくしぶ</p>	<p>保健福祉部</p>
第14条 切れ目のない支援		
○特別支援教育総合推進事業		
<p>■ 各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等の取組のほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。</p> <p>■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象にした「特別支援教育充実セミナー」(14会場)、特別支援教育を担当する教員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」(14会場)や進路担当者等を対象とした「特別支援教育進路指導協議会」(14会場)を開催した。</p>	<p>きょういくちやう</p>	<p>教育庁</p>
○発達支援センター事業		
<p>■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域連携体制の構築等を行った。</p>	<p>ほけんふくしぶ</p>	<p>保健福祉部</p>
○障がい者ピアサポーター養成事業		
<p>■ 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながらかつた、他の障がいや疾病のある障がい者等の支援を行うピアサポーターとその活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の従事者を養成した。</p>	<p>ほけんふくしぶ</p>	<p>保健福祉部</p>

第15条 保健・福祉及び教育との連携	
<p>○私立幼稚園等管理運営賞補助金</p> <p>■ 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。</p>	総務部
<p>○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業</p> <p>■ 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会や医療的ケアに精通した医師の学校への巡回相談を行った。</p>	教育庁
<p>○地域子ども・子育て支援事業賞補助金(放課後児童健全育成事業)</p> <p>■ 既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を行った。また、放課後児童健全育成事業を実施する施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。</p>	保健福祉部
<p>○障がい児等支援体制整備事業</p> <p>■ 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進した。</p>	保健福祉部
<p>○発達支援関係職員実践研修事業</p> <p>■ 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行った。</p>	保健福祉部
<p>○難聴児等支援事業</p> <p>■ 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行った。</p>	保健福祉部
第16条 高齢者施策等との連携	
<p>○道営住宅整備事業</p> <p>■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。</p>	建設部
<p>○すべての人にやさしいまちづくり推進事業</p> <p>■ 高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全てのの人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。</p>	保健福祉部
<p>○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業</p> <p>■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、重層的支援体制整備人材養成研修、専門家の派遣を行った。</p>	保健福祉部

第17条 障がい者の家族に対する配慮		
○児童家庭支援センター運営事業		
<p>■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。</p>	保健福祉部	
○発達障害者支援センター運営事業		
<p>■ 発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。</p>	保健福祉部	
○精神障がい者家族相談員設置事業		
<p>■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。</p>	保健福祉部	
第18条 地域間格差の是正等		
○障がい福祉計画等圏域連絡協議会		
<p>■ 21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第1期ほっかいどう障がい福祉プランの推進管理、市町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。</p>	保健福祉部	